

定 款

公益財団法人 JAPAN BOWLING

目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	資産及び会計	2
第4章	評議員	3
第5章	評議員会	4
第6章	役員等	5
第7章	理事会	6
第8章	専門委員会及び特別専門委員会	7
第9章	事務局	7
第10章	加盟	8
第11章	定款の変更、合併及び解散等	8
第12章	公示の方法	9
附 則		9

公益財団法人 JAPAN BOWLING

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人 JAPAN BOWLING と称し、外国に対しては JAPAN BOWLING (略称：JB) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、我が国におけるボウリング競技界を統括し、代表する団体として、ボウリング競技の普及及び振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成並びに国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 全国を対象としたボウリング競技大会の開催事業並びにボウリング競技における公認記録の管理、表彰に関する事業
(2) 日本のボウリング界を代表する唯一の団体として、ボウリングの国際組織・国際ボウリング連盟 (International Bowling Federation 略称：IBF)、及びアジアボウリング連盟 (Asian Bowling Federation 略称：ABF) に加盟し、ボウリング競技に関する競技規則及び諸規則の制定並びに国際大会への選手の派遣事業
(3) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本オリンピック委員会に対してボウリング界を代表して加盟すること
(4) ボウリングに関する地域グループ育成強化及び指導並びに公益目的への推進事業
(5) ボウリング競技場の施設、設備及び競技用具の検査認証等の事業
(6) ボウリング競技の指導者、審判員、ボール検査員、ボールドリラーに関する指導・育成・認定と登録等に関する事業
(7) 会員の登録に関する事業
(8) ボウリング競技に関する機関紙、刊行物の発行事業
(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。
(1) ボウリング競技に係る物品販売に関する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
 - 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算報告)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第11条 この法人に、評議員10名以上25名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長（外国に対してはChairmanと称する。）に選任する。
 - 3 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
 - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員、評議員の報酬並びに費用等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会議長がその任に当たる。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することはできない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 評議員会に欠席の評議員は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、一切認められない。
3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分又は除外の承認

- (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上 25名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長（外国に対しては、Presidentと称する）とする。また、会長を除き3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、代表理事以外の副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、決議する前に、当事者たる理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

- 第30条 この法人に、任意の機関として、名誉会長1名及び顧問1名以上3名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。
 - 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集

の請求があったとき
(3) 監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招 集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 35 条 通常理事会、臨時理事会の議長は、会長がその任に当たる。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、これに代わる議長は、あらかじめ理事会で決定した順序によって副会長がその任に当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することはできない。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 理事会に欠席の理事は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は一切認められない。
3 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 専門委員会及び特別専門委員会

(委員会)

第 39 条 この法人は、理事会の決議を経て専門委員会及び特別専門委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、理事、学識経験者及び技術者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

(委員会の種類)

第 40 条 委員会の名称、任務、構成及び運営に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4 事務局及び職員に関する事項は、別に定める就業規則によるものとする。

第10章 加 盟

(加 盟)

第42条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会の決議を経て加盟団体となることができる。

- (1) 各都道府県を代表するボウリング連盟
- (2) 全国的に組織されたボウリング団体

2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める加盟団体規程による。

(資格の喪失)

第43条 この法人の加盟団体は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 所属団体の解散
- (3) 除 名

(除 名)

第44条 この法人の加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体として義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) 負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

第45条 この法人の加盟団体は、理事会及び評議員会の決議に基づき、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

2 納入した負担金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第47条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定
法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公示の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、
官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	伊藤 寛	佐藤 直亮	不破 伸二	川井 敏孝	砂古口信夫
	荻野 和男	四宮 和裕	金安 利和	武部 勤	臼井日出男
	北川 薫	相澤 隆也	森岡 京子	塚田 芳久	

監事 張ヶ谷和年 岸邊 輝彌

4 この法人の最初の会長は、武部 勤とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

	金谷 志信	西林 康憲	田中 裕之	平井 清	川崎 治夫
	近藤 浩一	松尾 勝利	関口 克仁	吉岡 英隆	藤岡 秀樹
	曾我 勝巳	富山 幸美	玉利 齊	川杉 収二	

6 2013 年(平成 25 年)6 月 13 日 一部改定
(第 39 条、第 40 条)

7 2013 年(平成 25 年)12 月 24 日 一部改定
(第 23 条)

8 2014 年(平成 26 年)6 月 16 日 一部改定
(第 11 条、第 17 条、第 20 条、第 25 条、第 30 条、第 47 条)

9 2015 年(平成 27 年)6 月 12 日 一部改定
(第 4 条)

10 2016 年(平成 28 年)6 月 14 日 一部改定
(第 6 条、第 17 条、第 33 条)

11 2018 年(平成 30 年)6 月 13 日 一部改定
(第 4 条)

12 2019 年(令和元年)7 月 1 日 一部改定
(第 2 条)

13 2021 年(令和 3 年)6 月 10 日 一部改定
(第 4 条)

14 2024 年(令和 6 年)4 月 1 日 一部改定
(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、
第 11 条、第 12 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条、第 32 条、
第 39 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 47 条、第 48 条、
第 49 条、第 50 条、附則 3、4、5)